平成２６年（フ）第４０５７号
大阪市住吉区我孫子３丁目１番28号　トラストアビコ303号
債務者　下埜加代子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１１０号
大阪市西淀川区御幣島２丁目20番８号
債務者　関根　　徹
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１５５号
大阪市東住吉区今川７丁目15番３号　メゾンミレーナ310号
債務者　南部　千景
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１８２号
大阪府枚方市招提元町１丁目８番19号
債務者　和田　律子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２３４号
大阪市生野区巽北４丁目３番32―306号、前住所大阪市生野区新今里５丁目11番13号
債務者　香山隆広こと　李　　明植
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２４７号
大阪市生野区巽北４丁目３番32―306号、前住所大阪市生野区新今里５丁目11番13号
債務者　香山淑子こと　金　　淑子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２５７号
大阪府東大阪市南四条町11番19号　クオリティ南四条307号、前住所京都府京都市山科区竹鼻扇町８番地25
債務者　中村えつ子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９５号
奈良県北葛城郡王寺町舟戸１丁目５番32―136号
債務者　吉田　律子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第７７１号
さいたま市岩槻区仲町１丁目13番16号　メゾン・ド・フルール岩槻101号、旧住所埼玉県志木市本町２丁目12番36号　ルインズヒル志木弐番館205号
債務者　仙波　亮太
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８６８号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目13番41号
債務者　谷口　博章
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９２９号
さいたま市西区大字土屋1691番地３
債務者　江村　智亨
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９４５号
埼玉県白岡市野牛1094番地１　ボナール新白岡105
債務者　岩本　雪絵（旧姓深沢）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９８０号
埼玉県戸田市笹目８丁目１番地の５
債務者　久保田洋行
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９９１号
埼玉県川口市前川２丁目17番８号　新ハイム301号
債務者　池本　　光
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７００号
千葉県市川市大野町３丁目129番地３　エスタ大野201号
債務者　金城　光子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７１４号
千葉県船橋市海神町南１丁目1610番地１　エルフィーノ西船橋パークテラス101号
債務者　大塚　佳恵
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３１号
千葉県大網白里市季美の森南２丁目32番地４　小林邸
債務者　中村　忠裕
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係